

# 兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第2068号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更（企画県民部総務課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の指定（社会援護課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止の届出（同）	3
○ 平成18年兵庫県告示第418号の13（県立丹波年輪の里の手数料の徴収事務の委託）の廃止（産業政策課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 町営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 市営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	4
○ 土地改良事業の工事完了の届出（同）	5
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	5
○ 昭和45年兵庫県告示第394号の7（兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例に規定する知事の指定する土地改良事業及び面積）の一部改正（同）	6
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定（水質課）	7
○ 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部解除（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 平成19年兵庫県告示第733号（化学的酸素要求量に係る総量規制基準）の一部改正（同）	7
○ 平成19年兵庫県告示第734号（窒素含有量に係る総量規制基準）の一部改正（同）	8
○ 平成19年兵庫県告示第735号（りん含有量に係る総量規制基準）の一部改正（同）	8
○ 基本測量が終了した旨の届出（契約管理課）	8
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	12
○ 土砂災害警戒区域の指定（同）	13
○ 東播都市計画下水道事業明石市公共下水道の事業計画の変更認可（下水道課）	18
○ 阪神間都市計画下水道事業西宮市公共下水道の事業計画の変更認可（同）	19
○ 阪神間都市計画（芦屋市国際文化住宅都市建設計画）下水道事業芦屋市公共下水道の事業計画の変更認可（同）	19
○ 阪神間都市計画下水道事業伊丹市公共下水道の事業計画の変更認可（同）	19
○ 阪神間都市計画下水道事業宝塚市公共下水道の事業計画の変更認可（同）	20
○ 阪神間都市計画下水道事業川西市公共下水道の事業計画の変更認可（同）	20
○ 八鹿都市計画下水道事業養父市公共下水道の事業計画の変更認可（同）	20
○ 南淡都市計画下水道事業南あわじ市公共下水道の事業計画の変更認可（同）	21
○ 東条都市計画下水道事業加東市公共下水道の事業計画の変更認可（同）	21
○ 阪神間都市計画下水道事業猪名川町公共下水道の事業計画の変更認可（同）	21
○ 中都市計画下水道事業中町公共下水道の事業計画の変更認可（同）	22

○ 香住都市計画下水道事業香住町公共下水道の事業計画の変更認可（同）	22
○ 西播磨高原都市計画下水道事業西播磨高原公共下水道の事業計画の変更認可（同）	23
○ 景観形成地区の指定及び関係書類の縦覧（都市政策課）	23
○ 景観形成基準の決定及び関係書類の縦覧（同）	23
○ 景観形成重要建造物等の指定（同）	25
○ 特定建築物等景観基準の決定（同）	26
○ 城下町八木地区整備計画の認定（同）	33
○ 篠山市味間奥地区整備計画の認定（同）	33
○ 中播都市計画公園事業の事業計画の変更認可（公園緑地課）	33
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（公営住宅課）	34
<b>公 告</b>	
○ 武庫川水系河川整備基本方針の策定（武庫川企画調整課）	34
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	34
○ 同 上（同）	34
<b>企業庁公告</b>	
○ 落札者等の公示（猪名川広域水道事務所）	34
○ 同 上（北摂広域水道事務所）	35
○ 同 上（東播磨利水事務所）	35
○ 同 上（同）	36
<b>正 誤</b>	
○ 昭和56年2月6日付け兵庫県公報第6024号中	36

**告 示**

**兵庫県告示第371号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

第3条第2号中「浜松市」の次に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。



**兵庫県告示第372号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	指定年月日
北村博司	塚口治療院	尼崎市塚口町6-20-13	平成20年10月1日
藤本達夫	わかくさあんま・マッサージ治療院	同 市西川2-34-5	同 年12月1日
岡本守弘	おかもと整骨院	明石市大久保町大窪278-1 セラヴィ105	平成21年2月1日
有田裕	ありた整骨院	芦屋市打出小槌町6-9-102	同 年1月21日
松久保慎二	致道館整骨院	淡路市志筑1890-1	同 月28日



**兵庫県告示第373号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術者	施術所名称	所在地	廃止年月日
北 村 博 司	塚口治療院	尼崎市塚口町6-20-1-202	平成20年9月30日
久 野 由美子	わかくさあんま・マッサージ治療院	同 市西川2-34-5	同 年11月30日
竹 重 允 人	致道館整骨院	淡路市志筑1890-1	同 年7月31日



**兵庫県告示第374号**

平成18年兵庫県告示第418号の13（県立丹波年輪の里の手数料の徴収事務の委託）は、平成21年 3 月 31 日限り、廃止する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**兵庫県告示第375号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市和田土地改良区	平成21年 3 月 18 日



**兵庫県告示第376号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成21年 3 月 16 日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
湛水防除事業（小規模）	百軒堀地区	平成21年 3 月 31 日から 同 年 4 月 20 日まで	南あわじ市役所 三 原 庁 舎



**兵庫県告示第377号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
姫路市	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	坂の尻池地区	平成21年 3 月 31 日から 同 年 4 月 21 日まで	姫路市役所



**兵庫県告示第378号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
多可町	村づくり交付金	多可地区	平成21年 3 月 31 日から 同 年 4 月 21 日まで	多 可 郡 多 可 町 役 場
福崎町	ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	津染池地区	同 上	神 崎 郡 福 崎 町 役 場



**兵庫県告示第379号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
小野市	基盤整備促進事業	長尾地区	平成21年 3 月 31 日から 同 年 4 月 21 日まで	小野市役所



**兵庫県告示第380号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地区名 (工区名)
三木市	興治地区 (第1工区)



**兵庫県告示第381号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

事業主体	事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
加西市	村づくり交付金	在田	加西市若井町、下若井町、大内町、下道山町、上道山町、下万願寺町、上万願寺町、鴨谷町、笹倉町、北町、別所町、佐谷町、上野町、広原町、下芥田町、上芥田町	平成15. 4. 1	平成20. 2. 16	用排水施設整備、農道整備
稲美町	田園空間整備事業	いなみ野ため池ミュージアム	加古郡稲美町印南	平成16. 7. 28	平成20. 3. 19	農道整備
豊岡市	基盤整備促進事業	江野	豊岡市江野	平成17. 11. 11	平成20. 3. 28	区画整理
新温泉町	同上	海上浮田堰隧道	美方郡新温泉町海上	平成19. 2. 13	平成19. 11. 20	用水施設整備
朝来市	元気な地域づくり交付金 (基盤整備促進)	山東2	朝来市山東町粟鹿	平成19. 12. 4	平成20. 5. 26	用水施設整備



**兵庫県告示第382号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	大谷上池	加西市上萬願寺町	平成18. 9. 29	平成20. 7. 7	
同上	反田池	同 市玉野町	平成19. 9. 14	平成20. 10. 27	
経営体育成基盤整備事業	袴鹿谷	加東市袴鹿谷	平成14. 6. 21	平成19. 3. 6	区画整理
同上	古栃谷池	三木市吉川町水上	平成19. 9. 28	平成20. 12. 18	
同上	城ヶ谷池	姫路市香寺町須加院	平成18. 9. 29	平成21. 2. 20	
同上	才加西池	同 市香寺町中村	平成19. 9. 10	平成20. 12. 19	
中山間地域総合整備事業 (広域連携型)	トゥゲザー奥播磨	神崎郡神河町猪篠、根宇野、福本、栗賀町、中村、新野、高朝田	平成11. 2. 12	平成18. 3. 25	用排水施設整備
同上	同上	同 郡同 町貝野、新野、新田、山田、中村、福本、柏尾、吉富、杉、為信、寺前、高朝田	平成10. 6. 15	平成18. 3. 24	農道整備
同上	同上	同 郡同 町新田	平成16. 3. 19	同上	暗渠排水
同上	トゥゲザー奥播磨 (福本工区)	同 郡同 町福本	同上	同上	区画整理

同上	トゥゲザー奥播磨 (淵工区)	同 郡同 町 淵	平成10. 8. 1	平成12. 3. 17	同上
同上	トゥゲザー奥播磨 (寺前工区)	同 郡同 町 寺前	平成11. 8. 13	平成12. 3. 24	同上
同上	トゥゲザー奥播磨 (上小田工区)	同 郡同 町 上小田	平成12. 6. 22	平成18. 3. 17	同上
農業用河川工作物応急対策事業 (大規模)	大庭	美方郡新温泉町 栢谷、三谷、戸田、七釜、二日市、福富、浜坂、芦屋	平成17. 11. 24	平成21. 2. 3	頭首工
中山間地域総合整備事業 (広域連携型)	レインボー南但 (万久里～三宅農道工区)	養父市万久里、大谷、三宅	平成16. 2. 21	平成20. 12. 12	農道整備
同上	ヘルシクハーモニー丹波 (東庄パイプライン工区)	篠山市今田町東庄	平成11. 3. 23	平成11. 6. 4	用排水施設整備
同上	ヘルシクハーモニー丹波 (西光寺パイプライン工区)	同 市今田町本荘	平成12. 8. 18	平成13. 3. 26	同上
同上	ヘルシクハーモニー丹波 (やすらぎの道工区)	同 市今田町今田新田、市原	平成16. 9. 9	平成18. 3. 24	農道整備
同上	ヘルシクハーモニー丹波 (坊垣内工区)	同 市今田町下立杭	平成11. 3. 23	平成14. 2. 28	区画整理
同上	ヘルシクハーモニー丹波 (木津城山工区)	同 市今田町木津	平成11. 6. 8	同上	同上
同上	ヘルシクハーモニー丹波 (寺ノ下工区)	同 市今田町下小野原	平成11. 2. 5	同上	同上
同上	ヘルシクハーモニー丹波 (佐曾良新池工区)	同 市今田町佐曾良新田	平成11. 9. 30	平成13. 12. 14	ため池改修
農業用河川工作物応急対策事業 (大規模)	青山	同 市風深	平成18. 9. 29	平成20. 7. 31	頭首工
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	森ノ上2号池	同 市西野々	平成19. 9. 27	平成20. 11. 26	
経営体育成基盤整備事業	二ツ石	洲本市中川原町二ツ石、安乎町中田	平成12. 3. 11	平成18. 8. 22	区画整理、用排水施設整備、暗渠排水
ため池等整備事業(一般) ため池整備工事 小規模	畑田池	南あわじ市八木養宜上	平成17. 10. 19	平成20. 3. 21	



**兵庫県告示第383号**

昭和45年兵庫県告示第394号の7(兵庫県営土地改良事業分担金等徴収条例に規定する知事の指定する土地改良事業及び面積)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

表知事の指定する土地改良事業の欄中

「  

農 業 生 産 法 人 等 育 成 緊 急 整 備 事 業
----------------------------------

を  
「  

農 業 生 産 法 人 等 育 成 緊 急 整 備 事 業
農 地 集 積 加 速 化 基 盤 整 備 事 業

に改める。」



**兵庫県告示第384号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域として次のように指定する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 区域  
南あわじ市松帆古津路577番75の一部
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物



**兵庫県告示第385号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域  
平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域の全部  
川西市火打1丁目259番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物



**兵庫県告示第386号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定を解除する区域  
平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域の全部  
川西市火打1丁目412番の一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物



**兵庫県告示第387号**

平成19年兵庫県告示第733号（化学的酸素要求量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から適用する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

別表第1の211の款及び別表第2の211の款中「第5条の2」を「第6条」に改める。



**兵庫県告示第388号**

平成19年兵庫県告示第734号（窒素含有量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

別表第1の211の款及び別表第2の211の款中「第5条の2」を「第6条」に改める。



**兵庫県告示第389号**

平成19年兵庫県告示第735号（りん含有量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

別表第1の211の款及び別表第2の211の款中「第5条の2」を「第6条」に改める。



**兵庫県告示第390号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
基本測量（精密測地網高精度三次元測量）
- 2 作業期間  
平成20年7月1日から同年12月25日まで
- 3 作業地域  
姫路市、豊岡市、養父市、朝来市、神崎郡市川町、同郡福崎町、同郡神河町、美方郡香美町及び同郡新温泉町



**兵庫県告示第391号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成21年3月24日から同年4月23日まで
- 3 作業地域  
尼崎市西難波町及び立花町



**兵庫県告示第392号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	姫路市花田町小川字座コザ831番6から 同 市花田町小川字座コザ832番2まで	旧	16.0から 16.0まで	15.0	
		新	16.0から 19.0まで	15.0	
国道 3 7 2 号	姫路市花田町小川字横庵1092番13から 同 市花田町小川字長谷1184番1まで	旧	9.0から 12.0まで	85.0	
		新	10.0から 27.0まで	85.0	



**兵庫県告示第393号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 居組港居組停車場線	美方郡新温泉町居組字向町150番5から 同 郡同 町居組字向町157番1まで	旧	7.0から 26.0まで	72.0	
		新	7.0から 26.0まで	288.0	



**兵庫県告示第394号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 養父宍粟線	養父市大屋町糸原字坂尻106番7から 同 市大屋町糸原字坂尻106番8まで	旧	7.0から 23.0まで	303.0	
		新	14.0から 41.0まで	301.0	



**兵庫県告示第395号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 花田野里線	姫路市花田町小川字座コザ831番6から 同 市花田町高木字道ノ下375番1まで	旧	4.0から 17.0まで	1,383.0	一部 予定地
	姫路市花田町小川字長谷1184番4から 同 市花田町高木字道ノ下375番1まで		11.0から 31.0まで	1,051.0	
	姫路市花田町小川字座コザ831番6から 同 市花田町小川字長谷1180番1まで	新	16.0から 35.0まで	419.0	
	姫路市花田町小川字座コザ831番6から 同 市花田町高木字道ノ下375番1まで		16.0から 35.0まで	1,404.0	



**兵庫県告示第396号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年4月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 178号	美方郡新温泉町居組字穴見670番1から 同 郡同 町居組字七阪尾1843番2まで	旧	5.0から 74.0まで	4,040.0	
	美方郡新温泉町居組字穴見670番1から 同 郡同 町居組字穴見661番1まで	新	16.0から 18.0まで	36.0	



**兵庫県告示第397号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとお

り認可した。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 5. 619号長洲久々知線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成14年 9 月 20 日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 平成14年 9 月 20 日から平成24年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第398号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 5. 462号西福河原線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成 7 年12月 1 日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 平成 7 年12月 1 日から平成23年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第399号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
伊丹市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 4. 82号山田伊丹線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成13年 7 月 27 日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 平成13年 7 月 27 日から平成23年 3 月 31 日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第400号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.4.247号荒地西山線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成9年3月7日から平成21年3月31日まで  
変更後 平成9年3月7日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第401号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
三田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3.4.303号高次線  
3.5.7号国道線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成15年7月29日から平成21年3月31日まで  
変更後 平成15年7月29日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第402号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
灘 土 生	南あわじ市		灘 円 実	ね ば	8 番 1、8 番 2、9 番、10 番、10 番 1、11 番 1、16 番
			灘 土 生	堀 川 イ ノ 谷	13 番 1 から 13 番 3 まで 15 番 1、15 番 1 の 1、15 番 2、15 番 2 の 1、15 番 3、15 番 3 の 1、15 番 4、15 番 5、15 番 5 の 1、15 番 6、15 番 7、15 番 7 の 1、15 番 8、15 番 9、15 番 9 の 1、15 番 10 から 15 番 13、15 番 13 の 1、15 番 14 から 15 番 25 まで、15 番 25 の 1、15 番 36、15 番 18 から 15 番 20 に至る地先の道路敷
			灘 城 方	内 田 山 の 神	293 番、294 番 1、294 番 2、295 番、295 番 1、296 番、297 番、294 番 2 地先の道路敷 318 番、318 番 1、319 番、318 番から 318 番 1 に至る地先の道路敷の一部



**兵庫県告示第403号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金浦(1)Ⅱ (126030001)	朝来市山東町金浦（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
金浦(3)Ⅱ (126030002)	朝来市山東町金浦（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
石風呂Ⅰ (126030003)	朝来市山東町野間（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
田の口(1)Ⅱ (126030004)	朝来市山東町野間（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
塩田(1)Ⅰ (126030005)	朝来市山東町塩田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
塩田(2)Ⅰ (126030006)	朝来市山東町塩田（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
田の口(2)Ⅱ (126030007)	朝来市山東町塩田（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
田の口(3)Ⅱ (126030008)	朝来市山東町塩田（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊

宮の奥Ⅰ (226030001)	朝来市山東町塩田 (別図9のとおり)	土石流
じょんが谷Ⅰ (226030002)	朝来市山東町塩田 (別図10のとおり)	土石流
農地川Ⅰ (226030003)	朝来市山東町塩田 (別図11のとおり)	土石流
塩田川Ⅰ (226030004)	朝来市山東町塩田 (別図12のとおり)	土石流
大内中Ⅰ (126030009)	朝来市山東町大内 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
西Ⅰ (126030010)	朝来市山東町大内 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
大内Ⅱ (126030011)	朝来市山東町大内 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間(1)Ⅱ (126030012)	朝来市山東町大内 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間(2)Ⅱ (126030013)	朝来市山東町大内 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間(3)Ⅱ (126030014)	朝来市山東町大内 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間(4)Ⅱ (126030015)	朝来市山東町大内 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間川Ⅰ (226030005)	朝来市山東町大内 (別図20のとおり)	土石流
直田川Ⅰ (226030006)	朝来市山東町大内 (別図21のとおり)	土石流
高林川Ⅰ (226030007)	朝来市山東町大内 (別図22のとおり)	土石流
大内川Ⅰ (226030008)	朝来市山東町大内 (別図23のとおり)	土石流
新堂(急)Ⅰ (126030016)	朝来市山東町新堂 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
新堂(2)Ⅱ (126030017)	朝来市山東町新堂 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
新堂(3)Ⅱ (126030018)	朝来市山東町新堂 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
新堂奥谷Ⅰ (226030009)	朝来市山東町新堂 (別図27のとおり)	土石流
古茂池谷Ⅰ (226030010)	朝来市山東町新堂 (別図28のとおり)	土石流
見尾谷Ⅱ (226030011)	朝来市山東町新堂 (別図29のとおり)	土石流
上げⅠ (126030019)	朝来市山東町矢名瀬町 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊

川原町(急) I (126030020)	朝来市山東町矢名瀬町 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
大垣(2) II (126030021)	朝来市山東町矢名瀬町 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
大垣(3) II (126030022)	朝来市山東町矢名瀬町 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊
大垣(4) II (126030023)	朝来市山東町矢名瀬町 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
上げII (126030024)	朝来市山東町矢名瀬町 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
新堂(1) II (126030025)	朝来市山東町矢名瀬町 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
袋谷II (226030012)	朝来市山東町矢名瀬町 (別図37のとおり)	土石流
滝田(急) I (126030026)	朝来市山東町大垣 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
滝田(3) I (126030027)	朝来市山東町大垣 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
大垣(1) II (126030028)	朝来市山東町大垣 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
滝田川 I (226030013)	朝来市山東町大垣 (別図41のとおり)	土石流
大垣谷II (226030014)	朝来市山東町大垣 (別図42のとおり)	土石流
滝田(2)(急) I (126030029)	朝来市山東町滝田 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
野竹川 I (226030015)	朝来市山東町滝田 (別図44のとおり)	土石流
柴 I (126030030)	朝来市山東町柴 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
遠坂峠 I (126030031)	朝来市山東町柴 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
柴(1) II (126030032)	朝来市山東町柴 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
柴(2) II (126030033)	朝来市山東町柴 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
大佐川 I (226030016)	朝来市山東町柴 (別図49のとおり)	土石流
流し浦 I (226030017)	朝来市山東町柴 (別図50のとおり)	土石流
日向山 II (226030018)	朝来市山東町柴 (別図51のとおり)	土石流
上げ谷 II (226030019)	朝来市山東町柴 (別図52のとおり)	土石流

西谷Ⅰ (126030034)	朝来市山東町粟鹿 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷Ⅱ (126030035)	朝来市山東町粟鹿 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
比叡(1)Ⅱ (126030036)	朝来市山東町粟鹿 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
比叡(2)Ⅱ (126030037)	朝来市山東町粟鹿 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
西谷川Ⅰ (226030020)	朝来市山東町粟鹿 (別図57のとおり)	土石流
三保川Ⅰ (226030021)	朝来市山東町粟鹿 (別図58のとおり)	土石流
本相谷川Ⅰ (226030022)	朝来市山東町粟鹿 (別図59のとおり)	土石流
岡Ⅱ (226030023)	朝来市山東町粟鹿 (別図60のとおり)	土石流
大田Ⅰ (126030038)	朝来市山東町一品 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
早田(急)Ⅰ (126030039)	朝来市山東町早田 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
早田(2)Ⅰ (126030040)	朝来市山東町早田 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
上早田Ⅰ (126030041)	朝来市山東町早田 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
早田Ⅱ (126030042)	朝来市山東町早田 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
上早田Ⅱ (126030043)	朝来市山東町早田 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
くず谷Ⅰ (226030024)	朝来市山東町早田 (別図67のとおり)	土石流
奥谷Ⅱ (226030025)	朝来市山東町早田 (別図68のとおり)	土石流
和賀Ⅰ (126030044)	朝来市山東町和賀 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
黒坂Ⅰ (226030026)	朝来市山東町和賀 (別図70のとおり)	土石流
和賀末才(急)Ⅰ (126030045)	朝来市山東町末歳 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
宝珠峠Ⅰ (126030046)	朝来市山東町大月 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
諏訪Ⅱ (126030047)	朝来市山東町大月 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺奥川Ⅰ (226030027)	朝来市山東町大月 (別図74のとおり)	土石流



楽音寺(急) I (126030048)	朝来市山東町楽音寺 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
小谷 I (126030049)	朝来市山東町小谷 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
天満 I (126030050)	朝来市山東町小谷 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊
小谷 II (126030051)	朝来市山東町小谷 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊
小岳 I (226030028)	朝来市山東町小谷 (別図79のとおり)	土石流
妙見谷 II (226030029)	朝来市山東町小谷 (別図80のとおり)	土石流
越田 II (126030052)	朝来市山東町柿坪 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊
山才(急) I (126030053)	朝来市山東町溝黒 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊
森 II (126030054)	朝来市山東町森 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊
喜多垣 I (126030055)	朝来市山東町喜多垣 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ谷 II (226030030)	朝来市山東町喜多垣 (別図85のとおり)	土石流
佃川 I (226030031)	朝来市山東町迫間 (別図86のとおり)	土石流
村中川 I (226030032)	朝来市山東町迫間 (別図87のとおり)	土石流
大林川 I (226030033)	朝来市山東町迫間 (別図88のとおり)	土石流
柳谷 II (226030034)	朝来市山東町迫間 (別図89のとおり)	土石流
山ノ垣 I (126030056)	朝来市山東町三保 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊
三保 II (126030057)	朝来市山東町三保 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊
大熊川 I (226030035)	朝来市山東町三保 (別図92のとおり)	土石流
櫛名谷 II (226030036)	朝来市山東町三保 (別図93のとおり)	土石流
与布土 I (126030058)	朝来市山東町与布土 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊
与布土(1) II (126030059)	朝来市山東町与布土 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊
与布土(2) II (126030060)	朝来市山東町与布土 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊

与布土(3)Ⅱ (126030061)	朝来市山東町与布土(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊
来日谷Ⅰ (226030037)	朝来市山東町与布土(別図98のとおり)	土石流
与布土大谷川Ⅰ (226030038)	朝来市山東町与布土(別図99のとおり)	土石流
坂根谷川Ⅱ (226030039)	朝来市山東町与布土(別図100のとおり)	土石流
坂根川Ⅱ (226030040)	朝来市山東町与布土(別図101のとおり)	土石流
郡谷川Ⅱ (226030041)	朝来市山東町与布土(別図102のとおり)	土石流

(別図1から別図102までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第404号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
明石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業明石市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和32年 4 月 1 日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 昭和32年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成18年兵庫県告示第940号の事業地を兵庫県明石市大蔵字狩口、船上町、大久保町八木字大池、長池、請池及び菰ヶ池並びに二見町南二見の各一部地内に変更する。
  - (2) 使用の部分  
平成18年兵庫県告示第940号の事業地を兵庫県明石市大蔵谷字狩口、田町2丁目、新明町、船上町、林崎町1丁目、林崎町2丁目、林崎町3丁目、字南貴崎、松江字出口、字小反田、字西出口、字大王、字泥鬮及び字東野、藤江字越前、字若竹、字今崎野、字松ノ本、字須崎、字大塚、字堂ノ下、字別所向、字墓ノ本、字別所谷、字出ノ上、大久保町谷八木字道屋、字口北野、字奥北野、字居屋敷、字溝向イ、字高町、字川向イ、字谷田、字辻ノ外、字士林、字南向野、字堂ヶ保及び字北畑、大久保町八木字長池、字菰ヶ池、字長池ノ内、字大池、字屋ノ東、字家ノ北、字兼長、字鯉ヶ坪、字高僧、字三又、字城ヶ谷、字西町、字蔵本、字大溝、字土取、字道重、字磐若田及び字北屋筋、大久保町江井島字江井後、字西辻ヶ鼻、字池下、字辻ヶ鼻、字天狗松、字道下及び字南中スカ、大久保町西島字高見、字上カジヤ、字大原、字森西、字中スジ、字天神及び字北ヶ市、魚住町西岡字石ヶ坪、字西台、字高松、字西畑ヶ、字北出口、字片山、字御屋敷、字天王後、字山道端、字辻ノ上、字川西、字合之元及び字東角、魚住町中尾字出口、字色田及び字北ヶ市、二見町東二見字一番地、字二番地、字六番地、字七番地並びに二見町南二見の各一部地内に変更する。



**兵庫県告示第405号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業西宮市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和33年 4 月 1 日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 昭和33年 4 月 1 日から平成22年 9 月 30 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第406号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
芦屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画（芦屋市国際文化住宅都市建設計画）下水道事業芦屋市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和30年 4 月 1 日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 昭和30年 4 月 1 日から平成23年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第407号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
伊丹市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業伊丹市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和40年 8 月 6 日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 昭和40年 8 月 6 日から平成24年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

- 変更なし
- (2) 使用の部分
- 変更なし



**兵庫県告示第408号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
宝塚市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業宝塚市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和46年11月 5 日から平成21年 3 月31日まで  
変更後 昭和46年11月 5 日から平成23年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第409号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
川西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業川西市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和43年12月28日から平成21年 3 月31日まで  
変更後 昭和43年12月28日から平成28年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第410号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
養父市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
八鹿都市計画下水道事業養父市公共下水道
- 3 事業施行期間

変更前 平成 5 年 1 月 19 日から平成 21 年 3 月 31 日まで  
変更後 平成 5 年 1 月 19 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第411号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
南あわじ市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
南淡都市計画下水道事業南あわじ市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成 8 年 2 月 20 日から平成 25 年 3 月 31 日まで  
変更後 平成 8 年 2 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成20年兵庫県告示第352号の事業地より、南あわじ市福良字祖江及び字大江の一部地内を削除する。
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第412号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東条都市計画下水道事業加東市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成 2 年 2 月 13 日から平成 21 年 3 月 31 日まで  
変更後 平成 2 年 2 月 13 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第413号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
川辺郡猪名川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業猪名川町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成19年 3 月 30 日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 平成19年 3 月 30 日から平成28年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第414号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
多可郡多可町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中都市計画下水道事業中町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和57年10月12日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 昭和57年10月12日から平成28年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第415号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
美方郡香美町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
香住都市計画下水道事業香住町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成 3 年 1 月 29 日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 平成 3 年 1 月 29 日から平成28年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第416号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
播磨高原広域事務組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
西播磨高原都市計画下水道事業西播磨高原公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和62年 2 月 13 日から平成21年 3 月 31 日まで  
変更後 昭和62年 2 月 13 日から平成28年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第417号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により、景観形成地区を次のとおり指定し、平成21年 4 月 1 日からその効力を生ずることとした。

その関係図書は、兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所において縦覧に供する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 景観形成地区の名称及び種別  
篠山市上立杭地区歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区に指定する土地の区域  
篠山市今田町下小野原、休場、上立杭及び下立杭の各一部



**兵庫県告示第418号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第1項の規定により、篠山市上立杭地区について、景観形成基準を次のとおり定め、平成21年 4 月 1 日から施行することとした。

その関係図書は、兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所において縦覧に供する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

篠山市上立杭地区景観形成基準

上立杭地区は、四斗谷川に沿って細く長く広がる緑豊かな集落のたたずまいと、点在する登り窯や石垣の織りなす陶芸の里としての景観に特徴がある。

この上立杭地区の歴史、風土及び伝統に根ざした美しい景観を守り育てていくとともに、地域住民と行政、事業者が一体となって、さらに魅力のある景観の形成を図っていくことを目指し、景観形成基準の基本的な考え方を以下のとおりとする。

- 1 豊かな自然環境を守り、活かし、育てる
  - ・谷間に広がる、のどかな田園風景を維持していく。
  - ・四斗谷川がつくる風景を大切にし、より魅力的な水辺の風景をつくっていく。
  - ・集落の背後に広がる美しく自然豊かな山の風景を大切にする。
- 2 谷間に広がるのどかで落ち着いたまちなみを守る
  - ・山に向かって広がる立体的で変化に富んだまちなみ景観を大切にし、眺望を遮るような高い建物を建てないようにする。
  - ・建物や看板は、伝統的素材ややきもの・自然素材を使うよう努め、周囲の景観に配慮したものとする。

- ・石垣や路地の景観を大切にし、落ち着いた通りの景観を守っていく。
- 3 やきものの里としての文化を活かす
- ・地区内に点在するやきものの景観を大切にし、陶器や陶板による景観づくりを考えていく。
  - ・窯業者とその他の人々の協働によるまちづくりの方法を考え、訪れる人々が楽しめるような景観づくりを考えていく。
  - ・道路や橋などの公共施設もできるだけ周囲の景観にふさわしいものとしていく。
- 具体的な景観形成基準は、別表のとおりとする。ただし、知事が景観形成審議会の意見を聴いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等又は自動販売機については、これによらないことができる。

別表

1 建築物等に関する基準

項 目	景 観 形 成 基 準	
	建 築 物	工 作 物
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の主要な眺望点から見て、四斗谷川の東側に広がる山並みや、田園風景などの自然景観要素を遮らないように努める。</li> <li>・階数は平屋及び2階建を基本とする。</li> <li>・やむを得ず3階建以上とする場合は、2階の屋根高さまで下屋を設けるなど、周囲の景観やまちなみの連続性に配慮するよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感や違和感を軽減するような意匠とする。</li> <li>・基調となる色は、落ち着いた色彩とし、周囲の景観との調和に努める。</li> <li>・擁壁の表面は石垣仕上げとするよう努める。</li> </ul>
屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入母屋又は切妻の勾配屋根を原則とし、登り窯及び工場を除き、瓦葺きとするよう努める。</li> <li>・基調となる色は、黒、灰色又は伝統的茶瓦系とし、色相は5 Rから5 Yまで又は無彩色とする。</li> <li>① 5 Rから5 Yまでは、明度5以下かつ彩度9以下</li> <li>② 無彩色は明度5以下</li> </ul>	
外壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然系の素材（陶板・土壁・石材・木材・竹材・漆喰材）を用いることを原則とする。</li> <li>・周辺景観に配慮し、著しく彩度の高いものは使用しないよう努める。</li> <li>・自然系の素材としない場合の基調となる色は、白、黒、灰色又は茶系もしくはこれらの類似色とし、色相は5 Rから5 Yまで又は無彩色とする。</li> <li>① 5 Rから2.5 Y Rまでは、明度5以下かつ彩度3以下</li> <li>② 2.5 Y Rを超え5 Yまでは、彩度3以下</li> </ul>	
建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建具の意匠・色彩については、周囲の景観との調和に配慮したものとする。</li> </ul>	
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機等を設置する場合は、道路から見えにくい位置に設置する。やむを得ずこれらを道路から見える場所に設置する場合は、通りの景観に配慮し、建物外壁の色彩基準に準じた目隠しを設けるよう努める。</li> </ul>	
外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界、道路境界に塀を設ける場合は、板塀、土塀又は生け垣とするよう努める。</li> <li>・通りの景観に配慮し、植栽や花壇などによる敷地内の緑化に努める。</li> </ul>	



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁の表面は石垣仕上げとするよう努める。</li> </ul>	
掲出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りの景観に配慮し、落ち着いた色彩とする。</li> <li>・規模・数量は必要最小限とし、複数表示又は設置する場合は集合化に努める。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登り窯の屋根は、周辺景観に配慮し、著しく彩度の高いものは使用しない。</li> </ul>	

2 自動販売機に関する基準

項 目	景 観 形 成 基 準
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努めるものとする。</li> </ul>
意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないよう努め、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
その他設置の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数機設置する場合は、前面の位置を揃えるなど、乱雑とならないよう配置するものとする。</li> <li>・機能上支障のない程度に、周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。</li> </ul>



兵庫県告示第419号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建築物等として次のものを指定する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第4次指定

名 称	所 在 地
武庫川女子大学 甲子園会館	西宮市戸崎町1-13
三田学園 中学本館及び東館	三田市南ヶ丘2-13-65
川西市郷土館（旧平安家住宅）	川西市下財町4-1
加古川市立加古川図書館	加古川市加古川町木村226-1
旧辻川郵便局	福崎町西田原1107-1
濱本家住宅	相生市相生2-7-16
小野豆の枝垂れ桜	上郡町小野豆93-1
赤木家住宅	豊岡市引野972
中立舎	篠山市日置139
高見家住宅	淡路市江井2866

中尾家住宅	淡路市江井2865-1
-------	-------------



**兵庫県告示第420号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第27条の2の規定により、特定建築物等景観基準を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

特定建築物等景観基準

1 一般基準

【誘導基準】

- (1) 建築物等は個々に建築されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものでもあり、相互間で調整され、関連づけられていることが望ましい。そのため、敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、全体として調和のとれたものとする。

特に、特定建築物等は、景観に及ぼす影響が著しく大きいものであるため、地域固有の自然環境や都市環境との調和に特に配慮し、周辺環境を含めた良好な景観づくりに努める。

- (2) うるおいのあるまちづくりには、緑の存在は欠かすことのできないものである。そのため、敷地やベランダ等の修景緑化に努め、快適な生活空間を創出し、緑豊かな景観の形成を図るものとする。

2 項目別基準

次表のとおりとする。

ただし、景観形成基準又は風景形成基準が定められている地区又は地域においては、あわせて当該基準を適用する。

なお、知事が、景観形成審議会の意見を聴いたうえ、特に地域の景観との調和を図るため、特定建築物等景観基準を適用することが適当でないと認める建築物等については、この基準によらないことができる。

- (1) ホテル・旅館

項 目	基 準
位置・規模	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないようにする。</li> <li>・大規模建築物等については、分棟したり、雁行配置とするなど、周辺の景観との調和を配慮した位置・規模とする。</li> <li>・敷地境界線からのセットバックなど近隣に圧迫感を与えないよう努める。</li> <li>・建物の高さや壁面位置のそろっている所では、連続性の維持に配慮する。</li> </ul>
意匠 外壁	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な壁面装飾はせず、周辺の景観と調和した意匠とする。</li> </ul> <p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模建築物等については、分節したり、雁行型とするなど、単調とならないようにし、無窓の長大な壁面は作らない。</li> <li>・側面・背面の意匠にも配慮する。</li> <li>・まちなみがそろっている場所では、まちなみの連続性に配慮する。</li> </ul>
壁面設備	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず、露出させる場合は外壁と調和した色彩とする。</li> </ul>

屋根・屋上	<p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な装飾は行わない。</li> </ul> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根としたり、塔屋を建築物と一体的に扱うなど、屋上の意匠に配慮する。</li> <li>・周辺の景観と違和感のある尖塔やドーム等装飾的な屋根や塔屋は控える。</li> <li>・屋上緑化に努める。</li> </ul>
屋上設備	<p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから見えにくい位置に設置する。</li> <li>・通りから見える位置に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又は目隠しパネル等により適当な覆いを設ける。</li> </ul>
低層部	<p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の正面出入口は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路から見通しやすい位置及び構造</li> <li>(2) 駐車場、駐車場出入口及び車路を通り抜けずに出入りできる位置及び構造</li> </ul> ただし、旅館等で前庭に修景上の配慮を行うために特に必要な場合や、接道条件・敷地の形状等によりやむを得ない場合はこの限りでない。</li> <li>・商業地域では、歩行者に配慮し、賑わいを演出した意匠とするよう努める。</li> </ul>
屋内駐車場	<p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口には垂れ幕等の目隠しを設けず、道路から内部の見通しがきく開放的なものとする。</li> <li>・構造上支障のない範囲で道路から内部を見通すことが可能な開口部を確保し、開放的なものとする。</li> </ul> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から建築物の正面出入口への見通しを遮らない位置及び構造とする。ただし、接道条件や敷地の形状等によりやむを得ない場合はこの限りでない。</li> <li>・出入口に周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。</li> </ul>
屋外階段	<p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。</li> </ul>
ベランダ等	<p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした装飾等、過度な装飾は行わない。</li> </ul> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。</li> </ul>
材料	<p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業地域に存するものを除き、露出したネオン管やLEDによる建築物の装飾は行わない。</li> </ul> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> <li>・経年変化により見苦しくならない材料を使用する。</li> </ul>
色 彩	<p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> </ul> </li> </ul>

		<p>(2) R(赤)・Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>(4) 明度については全ての色相(無彩色を含む。)において6以上とする。</p> <p>ただし、壁面ごとに、その面積の20分の1以下の範囲に部分的に使用する場合、または、着色されていない自然系素材(木材、石材、レンガ、土壁材等)又はこれらに類する材料(疑石、レンガタイル等)を使用し周辺の景観と調和している場合についてはこの限りでない。</p> <p>また、外壁と一体となったパラペットや屋上設備機器等の目隠しパネル等は外壁と見なして上記の基準を適用する。</p> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超高層建築物の中高層部は低彩度とするよう努める。</li> </ul>
	屋根	<p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の色彩は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。</li> <li>(1) YR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>(2) R(赤)、Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul> <p>ただし、着色されていない自然系素材又はこれらに類する材料を使用し周辺の景観と調和している場合はこの限りでない。</p>
その他	植栽	<p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内には、低・中・高木を適切に配置するなど、うるおいのある植栽を行う。</li> <li>・道路際に有効に植栽し、快適な歩行者空間を創出する。</li> </ul>
	屋外駐車場	<p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口には垂れ幕等の目隠しを設けず、道路から内部の見通しがきく開放的なものとする。</li> </ul> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から建築物の正面出入口への見通しを遮らない位置及び構造とする。ただし、接道条件や敷地の形状等によりやむを得ない場合はこの限りでない。</li> <li>・出入口に周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。</li> <li>・通りからの見通しを確保した上で、周囲等適切な箇所に樹木等を配置する。</li> </ul>
	接道部	<p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動植物、人形、機械など物の形をモチーフとした工作物を設置しない。</li> <li>・道路から建築物の出入口や駐車場の見通しが悪くなる塀や壁等は設置しない。ただし、まちなみがそろっている場所でまちなみの連続性に配慮するために必要な場合等はこの限りでない。</li> </ul> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から見て圧迫感のある擁壁は設置しない。</li> <li>・駐車場の出入口は必要最小限の箇所数とする。</li> </ul>
	屋外広告物(ネオンサイン等を含む。)	<p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物条例に適合するものとする。</li> </ul> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の環境と調和するように努める。</li> <li>・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、商業地域に存するものを除き点滅しないものとする。</li> </ul>

照明（サーチライト・レーザー光線等を含む。）	<b>【遵守基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点滅又は回転する光源を設置しない。</li> <li>・光源や照射範囲を移動させない。</li> <li>・サーチライト、レーザー光線は使用しない。</li> <li>・商業地域に存するものを除き、客室部の外壁を照らさない。</li> <li>・商業地域に存するものを除き、上方及び側方への漏れ光を防止する。</li> <li>・商業地域に存するものを除き、白色光、淡色黄色光以外の着色光による壁面の照明は行わない。</li> </ul>
------------------------	---

(2) ぱちんこ店

項 目	基 準
位置・規模	<b>【誘導基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないようにする。</li> <li>・大規模建築物等については、分棟したり、雁行配置とするなど、周辺の景観との調和を配慮した位置・規模とする。</li> <li>・敷地境界線からのセットバックなど近隣に圧迫感を与えないよう努める。</li> <li>・建物の高さや壁面位置のそろっている所では、連続性の維持に配慮する。</li> </ul>
意匠	外壁 <b>【誘導基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過度な壁面装飾はせず、周辺の景観と調和した意匠とする。</li> <li>・大規模建築物等については、分節したり、雁行型とするなど、単調とならないようにし、無窓の長大な壁面は作らない。</li> <li>・側面・背面の意匠にも配慮する。</li> <li>・まちなみがそろっている場所では、まちなみの連続性に配慮する。</li> </ul>
	壁面設備 <b>【誘導基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。やむを得ず、露出させる場合は外壁と調和した色彩とする。</li> </ul>
	屋根・屋上 <b>【誘導基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根としたり、塔屋を建築物と一体的に扱うなど、屋上の意匠に配慮する。</li> <li>・屋上緑化に努める。</li> </ul>
	屋上設備 <b>【誘導基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通りから見えにくい位置に設置する。</li> <li>・通りから見える位置に設置する場合は、壁面を立ち上げるか、又は目隠しパネル等により適当な覆いを設ける。</li> </ul>
	低層部 <b>【誘導基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業地域では、歩行者に配慮し、賑わいを演出した意匠とするよう努める。</li> </ul>
	屋内駐車場 <b>【遵守基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造上支障のない範囲で道路から内部を見通すことが可能な開口部を確保し、開放的なものとする。</li> </ul> <b>【誘導基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口に周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。</li> </ul>
	屋外階段・ベランダ等 <b>【誘導基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形態、材料、色彩によって建築物との調和を図る。</li> </ul>

材料	<p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺の景観との調和に配慮する。</li> <li>・特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。</li> <li>・経年変化により見苦しくならない材料を使用する。</li> </ul>
色彩	<p>外壁</p> <p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。</li> <li>(1) R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>(2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ul> <p>ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（凝石、レンガタイル等）を使用し周辺の景観と調和している場合についてはこの限りでない。</p> <p>また、外壁と一体となったパラペットや屋上設備機器等の目隠しパネル等は外壁と見なして上記の基準を適用する。</p> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・超高層建築物の中高層部は低彩度とするよう努める。</li> </ul>
	<p>屋根</p> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は外壁色に準ずるものとする。</li> </ul>
その他	<p>植栽</p> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内には、低・中・高木を適切に配置するなど、うるおいのある植栽を行う。</li> <li>・道路際に有効に植栽し、快適な歩行者空間を創出する。</li> </ul> <p>屋外駐車場</p> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口に周辺の景観と違和感のあるアーチやゲートは設置しない。</li> <li>・通りからの見通しを確保した上で、周囲等適切な箇所に樹木等を配置する。</li> </ul> <p>接道部</p> <p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から建築物の出入口や駐車場の見通しが悪くなる塀や壁等は設置しない。ただし、まちなみがそろっている場所でまちなみの連続性に配慮するために必要な場合等はこの限りでない。</li> </ul> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から見て圧迫感のある擁壁は設置しない。</li> </ul> <p>屋外広告物（ネオンサイン等を含む。）</p> <p><b>【遵守基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物条例に適合するものとする。</li> </ul> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の環境と調和するよう努める。</li> <li>・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、商業地域に存するものを除き点滅しないものとする。</li> </ul> <p>照明（サーチライト・レーザー光線等を含む）</p> <p><b>【誘導基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーチライト、レーザー光線は使用しない。</li> <li>・商業地域に存するものを除き、上方及び側方への漏れ光を防止する。</li> </ul>

	む。)	
--	-----	--

(3) 発電用風力設備

項 目		基 準
位置・規模		<b>【誘導基準】</b> ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないようにする。 ・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 ・稜線に設置しない。
意匠	外壁、壁面設備、屋根・屋上、屋上設備、屋外階段	<b>【誘導基準】</b> ・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。
材料		<b>【誘導基準】</b> ・経年変化により見苦しくならない材料を使用する。
色彩	外壁	<b>【遵守基準】</b> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。 (1) R (赤)、YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ただし、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については適用しない。
その他	植栽	<b>【誘導基準】</b> ・周辺の植栽に努める。ただし、他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等については適用しない。
	駐車場	<b>【誘導基準】</b> ・周辺の景観と調和した入口意匠や外壁仕上げとするなど、景観に配慮する。 ・通りからの見通しを確保した上で、周囲等適切な箇所に樹木等を配置する。 ・位置、植栽、塀・門の意匠などに配慮する。
	接道部	<b>【誘導基準】</b> ・単調で圧迫感のある擁壁や閉鎖的な塀等を避けるなど、道路との関係に配慮する。
	屋外広告物（ネオンサイン等を含む。)	<b>【遵守基準】</b> ・屋外広告物条例に適合するものとする。 <b>【誘導基準】</b> ・周辺の環境と調和するように努める。 ・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、点滅はさける。
	照明（サーチライト等を含む。)	<b>【遵守基準】</b> ・上に向けて設置しない。

(注) 建築物等と一体となって設置される場合の当該建築物の部分は、「ばちんこ店」の項目別基準を適用する。

(4) 観覧車

項目		基準
位置・規模		<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないようにする。</li> <li>・周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。</li> <li>・稜線に設置しない。</li> </ul>
意匠	外壁、壁面設備、屋根・屋上、屋上設備、屋外階段	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。</li> </ul>
材料		<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経年変化により見苦しくならない材料を使用する。</li> </ul>
色彩	外壁	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲は、マンセル色票系において次のとおりとする。                         <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下</li> <li>(2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</li> <li>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</li> </ol> </li> <li>ただし、上記にかかわらず、商業・業務地区の低層部などでは、色彩の演出に工夫する。</li> <li>また、航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物並びに広告塔、広告板及び遊戯施設については適用しない。</li> </ul>
その他	植栽	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の植栽に努める。ただし、他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等については適用しない。</li> </ul>
	駐車場	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した入口意匠や外壁仕上げとするなど、景観に配慮する。</li> <li>・通りからの見通しを確保した上で、周囲等適切な箇所に樹木等を配置する。</li> <li>・位置、植栽、塀・門の意匠などに配慮する。</li> </ul>
	接道部	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単調で圧迫感のある擁壁や閉鎖的な塀等を避けるなど、道路との関係に配慮する。</li> </ul>
	屋外広告物（ネオンサイン等を含む。）	<p>【遵守基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物条例に適合するものとする。</li> </ul>
		<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の環境と調和するよう努める。</li> <li>・照明広告物は夜間景観に配慮したけばけばしくないものとし、点滅はさける。</li> </ul>
	照明（サーチライト等を含む。）	<p>【誘導基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上に向けて設置しない。</li> </ul>

(注) 建築物等と一体となって設置される場合の当該建築物の部分は、「ばちんこ店」の項目別基準を適用する。





**兵庫県告示第421号**

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第32条第1項の規定により、次の整備計画を認定し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称  
南但馬地域
- 2 整備計画の名称  
城下町八木地区整備計画
- 3 整備計画の区域  
養父市八鹿町八木字殿屋敷ほか（区域は縦覧に供する整備計画に示す。）
- 4 整備計画の縦覧場所  
兵庫県庁、但馬県民局及び養父市役所



**兵庫県告示第422号**

緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）第32条第1項の規定により、次の整備計画を認定し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 緑豊かな環境形成地域の名称  
丹波地域
- 2 整備計画の名称  
篠山市味間奥地区整備計画
- 3 整備計画の区域  
篠山市味間奥字坊垣内ノ坪192番地の2ほか（区域は縦覧に供する整備計画に示す。）
- 4 整備計画の縦覧場所  
兵庫県庁、丹波県民局及び篠山市役所



**兵庫県告示第423号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
太子町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画公園事業  
5.5.301号 太子町総合公園
- 3 事業施行期間  
変更前 平成13年6月26日から平成23年3月31日まで  
変更後 平成13年6月26日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第424号**

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第6項に規定する知事が定める日は、平成21年3月31日とする。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**公 告**

**武庫川水系河川整備基本方針の策定**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、二級河川武庫川水系に係る河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により、兵庫県県土整備部土木局武庫川企画調整課、神戸県民局県土整備部神戸土木事務所、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所及び尼崎港管理事務所、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所、伊丹土木事務所及び三田土木事務所並びに丹波県民局県土整備部篠山土木事務所において公表する。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
豊岡市中陰字横枕550番から556番まで、557番1、557番2、558番、559番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号  
上新電機株式会社 代表取締役 土 井 栄 次
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成20年 8 月 8 日  
兵庫県指令但馬（建1）第1－2号（20豊岡）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市畑字荷籠谷640番1の一部、640番2、640番98の一部、640番123
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加東市畑字640番地の11  
ヒューマンケアアンドメンタルヘルス株式会社 代表取締役 田 村 仁
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成21年 2 月 26 日  
兵庫県指令北播（建）第1－1－2号（20加東）

**企 業 庁 公 告**

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成21年 3 月 31 日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 高 橋 孝 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 多田浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 15,411,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所 川西市多田院字巖険 6 - 3
- 3 落札者を決定した日  
平成21年 2 月 4 日
- 4 落札者の名称及び住所  
サミットエナジー株式会社 東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 11 号
- 5 落札金額  
195,931,931円 (税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成20年12月26日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成21年 3 月 31 日

契約担当者

兵庫県企業庁北摂広域水道事務所長 島 谷 俊 明

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 8,320,124kWh
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁北摂広域水道事務所 三田市西野上字上通り152番地
- 3 落札者を決定した日  
平成21年 2 月 4 日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社神戸支店 神戸市中央区加納町 6 丁目 2 番 1 号
- 5 落札金額  
109,318,478円 (税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成20年12月26日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成21年 3 月 31 日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 西 川 孝 晴

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神出浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 5,775,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井字長原 3 番 1 号

- 3 落札者を決定した日  
平成21年 2月 4日
- 4 落札者の名称及び住所  
サミットエナジー株式会社 東京都中央区晴海 1丁目 8番11号
- 5 落札金額  
83,004,016円 (税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成20年12月26日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成21年 3月31日

契約担当者

兵庫県企業庁東播磨利水事務所長 西 川 孝 晴

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 加古川工業用水道管理所で使用する電気  
予定使用電力量 5,766,000kWh
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁東播磨利水事務所 神戸市西区神出町田井字長原 3番 1号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年 2月 4日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社姫路支店 姫路市十二所前町117番地
- 5 落札金額  
86,230,948円 (税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成20年12月26日

**正 誤**

○昭和56年 2月 6日付け (兵庫県公報第6024号)  
兵庫県告示第343号 (道路の区域の決定) 中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
20	下から23	宍粟郡波賀町道谷字藤ヶ澤 377番から	宍粟郡波賀町道谷字藤ヶ澤 354番から